

2006 年 5 月 10 日
北海道ガス株式会社

経営機構改革について

北海道ガス株式会社（本社：札幌、社長：前泉洋三）では、経営環境が激しく変化する中において、迅速かつ適切な意思決定および業務執行を行っていくため、コーポレートガバナンスを強化し経営の実効性向上と効率化を図るべく、以下のとおり経営機構改革を行うことを決定しましたのでお知らせいたします。

なお、実施時期は 2006 年 6 月 29 日開催の定時株主総会後となります。

1．執行役員制度の導入

会社の意思決定と業務執行を分離し、意思決定・監督機関としての取締役会の機能を強化するとともに、執行役員への大幅な権限委譲により業務執行機能を向上させる。

執行役員は取締役会の決議により選任する。

（執行役員は取締役を兼務することができる。）

執行役員は、「社長執行役員」、「副社長執行役員」、「上席常務執行役員」、「常務執行役員」、「執行役員」にて構成する。

執行役員の任期は 1 年とする。

2．取締役任期の短縮

経営環境の変化に対応し機動的かつ最適な体制構築を図るため、取締役の任期を 1 年とする。

（現行：2 年）

3．社外取締役の増員

取締役会の監督機能強化等のため、社外取締役を 1 名増員し 2 名とする。

4．社外監査役の増員

監査体制の一層の充実を図るため、社外監査役を 1 名増員し 3 名とする。

5．役員報酬の改革

役員退職慰労金制度廃止

役員退職慰労金制度を、本年 6 月 29 日開催の定時株主総会開催日をもって廃止し、報酬年額に一本化する。なお、同日までの退職慰労金については打切り支給することとし、対象役員の退任時に支給することとする。

業績連動賞与の導入

報酬年額の一部を原資として事業年度毎の業績に対する各取締役の成果責任を明確にし、業績との連動性を一層高めた賞与制度を導入する。

なお、監査役に対する賞与の支給は廃止する。

株式取得ガイドラインの設定

経営に株主の視点を反映するとともに、長期的に株主価値の向上に努めるよう促す観点から、株式取得ガイドラインを設定する。

取締役（社外取締役を除く）は、当ガイドラインに基づき役員持株会を通じて当社株式を毎月取得する。なお、この株式は在任期間中保有するものとする。

以上